

上郡町公告第 52 号

上郡町公用自動車リース契約に係る制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 17 日

上郡町長 梅田 修作

1 入札に付する事項

- (1) 件名 上郡町公用自動車リース契約業務
- (2) 入札物件 軽四自動車 2 台に係るリース費用 一式
- (3) リース期間
 - 車両 1 令和 8 年 12 月 1 日から令和 15 年 11 月 30 日まで（84 ヶ月）
 - 車両 2 令和 8 年 12 月 1 日から令和 14 年 11 月 30 日まで（72 ヶ月）

- (4) 入札方法 消費税額を除く月額により行う。

2 入札に参加する者に必要な資格要件

本件入札に参加する者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加者の資格制限に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと、又は、これらの申立てがなされた場合であって、裁判所から更正若しくは再生計画の認定決定を受けていること。
- (3) 上郡町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 15 号）第 2 条各号に基づく暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 兵庫県の区域内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (5) 公告の日現在において、本件業務と同種の契約を、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と締結し、かつ引き続き 2 年以上履行している実績を有していること。

3 入札に必要な書類の交付場所及び日時

(1) 場所

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

上郡町国保介護支援課 電話：0791-52-1152

※町ホームページ トップ画面「お役立ちガイド」>入札・契約>入札
公告>「上郡町公用自動車リース契約に係る制限付一般競争入札」から
ダウンロード可。

(2) 日時

令和 8 年 7 月 17 日(金)から令和 8 年 8 月 20 日(木)まで

4 入札書の提出期限及び場所等

(1) 提出期限 令和 8 年 8 月 20 日（木）15 時 00 分

(2) 提出場所 3(1)の場所

(3) 提出方法 入札書を持参又は郵送すること。

※郵送の場合は、必ず書留郵便とし、書留郵便の封筒の中に、入札書を入れた封書を入れ、その封書は、表に「入札書在中」、あて名として「上郡町長」あて、業務名として「上郡町公用自動車リース契約業務」と記載し、封印をすること。

※郵送の場合は、令和 8 年 8 月 20 日（木）12 時 00 分必着とする。

5 開札日時及び場所

(1) 開札日時 令和 8 年 8 月 20 日（木）16 時 00 分より

(2) 開札場所 上郡町役場本庁舎 2 階 202 会議室

（開札への立ち会いは入札参加者及び委任状による代理人に限る。）

6 入札保証金及び契約保証

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

7 入札に関する条件

(1) 入札書が所定の場所に、所定の日時までに、到着していること。

(2) 入札者又はその代理人が当該入札について、2 通以上した入札でないこと。

(3) 本件の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- (4) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状（様式３）を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) ２の入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者がした入札

9 その他

詳細は、入札説明書による。